

公益社団法人福岡県美術協会定款細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人福岡県美術協会定款の施行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(会員の入会基準)

第2条 定款第13条第2号に規定する会員の入会基準は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - ・ 美術家であり、福岡県内に居住すること。
 - ・ 福岡県美術展覧会に2回以上の受賞していること、又は、それ以上と認められる受賞歴若しくは活動歴があると認められること。
 - ・ 理事の推薦があること。
- (2) 賛助会員
 - ・ 美術家以外の個人又は団体で、この法人を援助する者。
- (3) 名誉会員
 - ・ 福岡県に居住若しくは活動又は福岡県の出身である美術家であること。
 - ・ 全国若しくは福岡県内において著名であると認められること。
 - ・ 総会において推薦された者。

(入会金及び会費)

第3条 正会員及び賛助会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

	正会員	賛助会員(個人)	賛助会員(団体)
入会金	20,000 円	免 除	免 除
会費(年額)	18,000 円	10,000 円以上	30,000 円以上

(理事及び監事の報酬等の額)

第4条 理事及び監事の報酬は、無償とする。

附則 1 この定款細則は、平成30年9月22日から施行する。但し、第3条第1項正会員会費については、平成31年4月1日施行とする。

2 この定款細則の施行に伴い、旧定款細則は廃止する。